

令和6年1月29日

愛知三河SR経営労務センター
社会保険労務士会員 各位

愛知三河SR経営労務センター 事務局

令和6年度からの労災保険率について（お知らせ）

労災保険率は、業種ごとに定められており、それぞれの業種の過去3年間の災害発生状況などを考慮し、原則3年ごとに改定しております。

この改定時期が、令和6年度となることから、労災保険料算出に用いる労災保険率の省令改正を行う予定です。

改正内容は、以下の3点です。（添付資料参照）

- ①「労災保険率及び第一種特別加入保険料率」
- ②「特別加入保険料率」
- ③「労務比率」

厚生労働省の発表内容は、厚生労働省ホームページの「テーマ別に探す」→「雇用・労災」→「労働基準」内のトピックスの右側の「報道発表資料（労働基準局）」をクリックして「労災保険料算出に用いる労災保険率の改定等を行います」をご覧ください。

特に、建設業の一人親方の保険料率は

18/1000 → 17/1000

に引き下がり、令和6年度の概算保険料が変更となります。正式発表はまだですが、一人親方の年度更新事務は料率が17/1000に変更される想定で進める方針です。

この保険料率変更に伴い「労災保険適用事業細目の解説 令和6年版」を事務局で一括購入し、令和6年4月初旬までには、会員の皆様にお配りする予定としております。

なお、厚生労働省から省令改正が行われた後、改めてご連絡いたします

労災保険率及び第一種特別加入保険料率

(単位: 1/1,000)

業種	現行	改定(案)	変化
林業	60	52	↓
海面漁業	18	18	
定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	37	↓
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	88	
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	13	↓
原油又は天然ガス鉱業	2.5	2.5	
採石業	49	37	↓
その他の鉱業	26	26	
水力発電施設、ずい道等新設事業	62	34	↓
道路新設事業	11	11	
舗装工事業	9	9	
鉄道又は軌道新設事業	9	9	
建築事業	9.5	9.5	
既設建築物設備工事業	12	12	
機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	6	↓
その他の建設事業	15	15	
食料品製造業	6	5.5	↓
繊維工業又は繊維製品製造業	4	4	
木材又は木製品製造業	14	13	↓
パルプ又は紙製造業	6.5	7	↑
印刷又は製本業	3.5	3.5	
化学工業	4.5	4.5	
ガラス又はセメント製造業	6	6	
コンクリート製造業	13	13	
陶磁器製品製造業	18	17	↓
その他の窯業又は土石製品製造業	26	23	↓
金属精錬業	6.5	6.5	
非鉄金属精錬業	7	7	
金属材料品製造業	5.5	5	↓
鋳物業	16	16	
金属製品製造業又は金属加工業	10	9	↓
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	6.5	
めつき業	7	6.5	↓
機械器具製造業	5	5	
電気機械器具製造業	2.5	3	↑
輸送用機械器具製造業	4	4	
船舶製造又は修理業	23	23	
計量器、光学機械、時計等製造業	2.5	2.5	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	3.5	
その他の製造業	6.5	6	↓
交通運輸事業	4	4	
貨物取扱事業	9	8.5	↓
港湾貨物取扱事業	9	9	
港湾荷役業	13	12	↓
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3	
船舶所有者の事業	47	42	↓
農業又は海面漁業以外の漁業	13	13	
清掃、火葬又はと畜の事業	13	13	
ビルメンテナンス業	5.5	6	↑
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	6.5	
通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5	
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	3	
金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.5	
その他の各種事業	3	3	

特別加入保険料率

一人親方等の保険料率(第二種特別加入保険料率)

(単位:1/1,000)

		現行	改定案	変化
特1	個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業	12	11	↓
特2	建設業の一人親方	18	17	↓
特3	漁船による自営業者	45	45	
特4	林業の一人親方	52	52	
特5	医薬品の配置販売業者	7	6	↓
特6	再生資源取扱業者	14	14	
特7	船員法第一条に規定する船員が行う事業	48	48	
特8	柔道整復師	3	3	
特9	創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者	3	3	
特10	あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師	3	3	
特11	歯科技工士	3	3	
特12	指定農業機械作業従事者	3	3	
特13	職場適応訓練受講者	3	3	
特14	金属等の加工、洋食器加工作業	15	14	↓
特15	履物等の加工の作業	6	5	↓
特16	陶磁器製造の作業	17	17	
特17	動力機械による作業	3	3	
特18	仏壇、食器の加工の作業	18	18	
特19	事業主団体等委託訓練従事者	3	3	
特20	特定農作業従事者	9	9	
特21	労働組合等常勤役員	3	3	
特22	介護作業従事者及び家事支援従事者	5	5	
特23	芸能関係作業従事者	3	3	
特24	アニメーション制作作業従事者	3	3	
特25	情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者	3	3	

海外労働者(第三種特別加入保険料率)

海外で行われる事業に派遣される労働者等	3	3	
---------------------	---	---	--

労 務 費 率

		現行	改定案	変化
水力発電施設、 ずい道等新設事業		19%	19%	
道路新設事業		19%	19%	
舗装工事業		17%	17%	
鉄道又は 軌道新設事業		24%	19%	↓
建築事業		23%	23%	
既設建築物設備工事業		23%	23%	
機械装置の 組立て又は 据付けの 事業	組立て又は 取付け	38%	38%	
	その他の もの	21%	21%	
その他の建設事業		24%	23%	↓